

県立高等学校における物損事故に係る和解について

1 事故の概要

(1) 発生年月日

令和２年５月２５日（月）午前１０時頃

(2) 発生場所

石巻市大手町３－１５

石巻高等学校敷地内 正門付近駐車場

(3) 事故の概要

石巻高等学校において、職員が除草作業をしていたところ、草刈機の刃に接触した石が飛散し、相手方車両のリアガラスに直撃し損傷を与えたもの。

2 和解内容

(1) 内 容 示談

(2) 示談年月日 令和２年７月３０日

(3) 損害賠償額 ３７９，５４０円

(4) 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和２年７月３０日